

事務連絡
平成 22 年 9 月 9 日

各保健所長 様

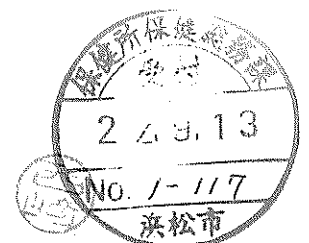
地域医療課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について

このことについて、この度、社団法人助産師会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したことを受け、同会あてに厚生労働省医政局看護課長より別添のとおり通知されました。

つきましては、別添の内容について御了知の上、貴管内の助産所に周知をお願いいたします。

担 当 医 療 人 材 室
電話番号 054-221-2407





医政看発0907第2号
平成22年9月7日

社団法人日本助産師会長 殿

厚生労働省医政局看護課長

助産所における乳児に対するビタミンK₂シロップの投与について

今般、貴会が実施した「ビタミンK₂シロップ投与とホメオパシーの使用に関する実態調査」により、一部の助産所において、新生児に対していわゆる「ホメオパシー」の「レメディー」を投与し、ビタミンK₂シロップ（ビタミンKを含有するシロップ製剤）を投与しなかったケースがあることが判明したところである。

乳児期においてはビタミンKが欠乏し、頭蓋内出血を起こすリスク等が高まるため、これを予防する観点から、一般的に、乳児に対するビタミンK₂シロップの投与が有効とされている。したがって、これを適切に実施するとともに、ビタミンK₂シロップの投与を望まない妊産婦に対しては、そのリスク等を十分に説明することが重要と考えられる。

貴会におかれては、上記の内容について御了知の上、会員に周知を徹底するとともに必要に応じて研修等を実施するようお願いする。